

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：34426

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01671

研究課題名（和文）青少年保護育成条例が少年非行に及ぼす影響の実証分析

研究課題名（英文）Empirical Analysis of the Effect of Prefectural Ordinance of Juvenile Protection on Juvenile Delinquency

研究代表者

吉田 恵子（Yoshida, Keiko）

桃山学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：90441104

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、経済学の知見に基づき、青少年保護育成条例の制定と施行が青少年の非行を抑制しているかを実証分析によって明らかにすることである。研究成果として、就業機会や地域の経済状況が非行少年の抑止力になること、中学校からの進学率など、地域の教育政策が非行を抑制していること、都道府県の規制は少年犯罪を防止する効果があるが、その効果は限定的であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

青少年を社会全体で保護育成することは社会にとって極めて重要な課題であるが、日本における実証研究は十分とは言えない現状がある。これまで経済学では議論されてこなかった青少年育成条例を取り上げ、実証分析によってその効果を検証することは学術的な意義をもつ。また、少子化によって次世代育成の重要性が増す状況下で、こうした議論は社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to investigate the impact of the prefectural regulations on juvenile delinquents. The contribution of this study is that it attempts to analyze the prefectural ordinances, which have not previously been discussed from an economic perspective. From the results of the analysis, it can be concluded that the county ordinances had a certain effect on juvenile delinquency, but that the effect was limited. Other factors contributing to juvenile delinquency include the secondary school environment, the education continuance rate and the tightness of the labour market.

研究分野：労働経済学

キーワード：青少年育成条例 少年非行 実証分析

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2004 年以降、少年非行率は改善を続けていたが、青少年を社会全体で保護育成することは社会にとって極めて重要な課題である。犯罪社会学、犯罪心理学の分野において多数の研究が蓄積されており、大きな成果を上げている。経済学においても、海外では個票データを用いた研究が蓄積されているが、日本における実証研究は十分とは言えない現状がある。

青少年保護育成条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的に、各都道府県が制定している条例である。日本のデータを用いた経済分析は少なく、それらの分析も都道府県ごとのデータを分析したものである。日本における青少年保護育成条例が青少年の非行に与える効果を労働市場の逼迫度を考慮した分析はなされていない現状があった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、経済学の知見に基づき、青少年保護育成条例の制定と施行が青少年の非行を抑制しているかを実証分析によって明らかにすることである。Becker(1968)は犯罪発生率を費用便益分析の観点から説明し、潜在的な犯罪者が犯罪を行うことによる利得と費用を比較検討して、利得が費用を上回る場合に犯罪を行うことを決定することを示している。

本研究の学術的独自性については以下の2点である。最初に、青少年保護育成条例の効果を経済学的に分析する初めての試みであることである。都道府県別の条例の効果を分析するためには、それぞれの地域差を考慮する必要がある。青少年保護育成条例は都道府県ごとに施行時期が異なり、また条例の種類も多岐にわたる。これらの条例の施行時期の違いを青少年白書からデータ抽出し、分析に用いる。制定時期と施行時期の双方に注目するのは、制定したという情報の効果と、実際に施行したことの効果が違う可能性が考えられるためである。都道府県別パネルデータを構築し、パネルデータ分析を行うことで、いくつかの仮定の下で地域差から発生するバイアスを回避できる。

次に日本における個票データを用いた分析であることが挙げられる。青少年に限らず犯罪行動を分析する際、個票データの利用が非常に難しい。しかし、本研究は東京大学社会科学研究所が収集した個票調査を用いて青少年保護育成条例の効果を分析する。このデータでは回答者の現在の年齢と15歳当時の居住地域と非行経験を問う質問があるため、居住地域の条例の施行状況が個人の非行に与える影響を分析することが可能である。

3. 研究の方法

これまでの少年犯罪、少年非行に関する実証研究の手法をもとに、青少年育成条例、貧困率、有効求人倍率、進学率などと考慮した実証分析を行う。特に青少年育成条例に関する情報を考慮することでこうした条例が少年非行を予防できたかを明らかにする。警察の抑止力に関しては内生性の問題が考えられるため、こうした問題を考慮した分析が必要である。

4. 研究成果

2019年6月に応用経済学会、7月にオーストラリア国立大学においてセミナー発表、2021年9月にWestern Economic Association International 96th Annual Conferenceにてパネルデータによる分析結果は、研究発表を行った【2】。

2023年12月にAsian and Australasian Society of Labour Economics 2023 Conference、2024年3月に桃大共同研究プロジェクト研究会にて個票データの研究発表を行った【5】。

それぞれの成果について以下に述べる。

【1】吉田(2020)は貧困率との関連に着目し、1980年以降では貧困率と少年非行率に関連が見られなくなることを見出し、それまでの非行は貧困によるものであったが昭和後半に少年非行の内容が変化し、清田(1984)が指摘するようにこの時期以降の非行が一般家庭の子弟にまで広がってきた可能性を指摘した。また、都道府県ごとの条例の成り立ちが大きく違うことを指摘した。

【2】Yoshida(2021)では分析の結果、就業機会や地域の経済状況が非行少年の抑止力になること、中学校からの進学率など、地域の教育政策が非行を抑制していること、都道府県の規制は少年犯罪を防止する効果があるが、その効果は限定的であることを明らかにした。

【3】吉田(2021)は都道府県の独自性として沖縄県に注目し、青少年育成のあり方を議論し、おかれた歴史背景、状況の違いが大きいことを指摘している。

【4】吉田（2022）では経済学の観点から少年非行の研究を中心に概観した。その結果、失業率や経済成長といった経済的要因だけでなく、教育や不平等度も重要な要因であると結論付けた研究が多数見られ、労働市場の逼迫度は少年犯罪に影響を与えることが多くの研究から指摘されていると結論づけた。また、警察の抑止力に関しては内生性の問題が考えられるため、こうした問題を考慮した分析が望まれる。海外ではすでに多数の研究が蓄積されている一方で、日本においてはデータの制約があるために個票データによる分析が遅れていることが指摘した。

【5】Yoshida(2023) 日本の個人データを用いて、少年非行の決定要因を検討した。その結果、非行行動は男女で大きく違うことと、中学校の環境が、少年非行に強い影響を与えることを確認した。その一方で父子家庭、母子家庭といった家族形態に関してはほぼ影響は認められなかった。

本来の研究計画とは違い、新型コロナ禍における不測の事態により延長を余儀なくされた。紀要論文 3 本を研究成果として挙げる事ができたものの、査読誌の掲載の決定までにはいたらなかった。この点は遅滞と言わざるを得ないが、期間終了後の投稿を予定している。また、当初の予定には含んでいた青少年育成条例の罰則規定などを含んだ分析については【3】でも述べたように各都道府県の歴史、置かれた状況の違いが大きかったために分析に含めることができなかったが今後の課題としている。

参考文献

【1】吉田恵子.(2020). 貧困率と少年非行：都道府県データを用いた分析. 桃山学院大学総合研究所紀要, 46(1), 53-61.

【2】Keiko Yoshida.(2021) Juvenile Delinquency and Prefectural Regulations: Evidence from Japanese Prefectural Panel Data. Western Economic Association International Virtual 96th Annual Conference.

【3】吉田恵子. (2021). 沖縄の少年非行に関する一考察—1973年から2010年を中心に—桃山学院大学総合研究所紀要, 47(1), 53-61.

【4】吉田恵子. (2022). サーベイ研究：少年非行の経済分析. 桃山学院大学総合研究所紀要, 48(2), 1-9.

【5】Keiko Yoshida.(2023) Individual Data Analysis on Juvenile Delinquency in Japan. Asian and Australasian Society of Labour Economics 2023 Conference.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 吉田恵子	4. 巻 48
2. 論文標題 サーベイ研究：少年非行の経済分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 桃山学院大学総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉田恵子	4. 巻 47
2. 論文標題 沖縄の少年非行に関する一考察－1973年から2010年を中心に－	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 桃山学院大学総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 53-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉田 恵子	4. 巻 Vol. 46 No. 1
2. 論文標題 貧困率と少年非行：都道府県別データを用いた分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 桃山学院大学 総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 53-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件/うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Keiko Yoshida
2. 発表標題 Juvenile Delinquency and Prefectural Regulations: Evidence from Japanese Prefectural Data
3. 学会等名 Western Economic Association International（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 KEIKO YOSHIDA
2. 発表標題 Juvenile Delinquency and Prefectural Regulations: Evidence from Japanese Prefectural Data
3. 学会等名 Western Economic Association International (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉田 恵子
2. 発表標題 青少年保護育成条例が少年非行に及ぼす効果の分析
3. 学会等名 日本応用経済学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Keiko Yoshida
2. 発表標題 Juvenile Delinquency and Prefectural Regulations: Evidence from Japanese Prefectural Panel Data
3. 学会等名 The AJRC Seminar Series (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Keiko Yoshida
2. 発表標題 Individual Data Analysis on Juvenile Delinquency in Japan
3. 学会等名 Asian and Australasian Society of Labour Economics 2023 Conference (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 吉田 恵子
2. 発表標題 Individual Data Analysis on Juvenile Delinquency in Japan
3. 学会等名 桃大共同研究プロジェクト研究会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------